

## 資料編

補足資料	210
1. 各施策とSDGsとの対応表	210
参考資料	212
1. 計画策定の経緯	212
2. 計画策定体制	214
3. 越谷市総合振興計画審議会	215
4. 市民参加の取組み	227
(1) 地区まちづくり会議	227
(2) 市民懇談会	232
(3) 市民参加型オンラインプラットフォーム「越谷市Liqlid」	233
(4) 若者まちづくり懇談会	234
(5) 市民意向調査	235
(6) 団体・事業所アンケート調査	236
(7) パブリックコメント	237
5. 市議会	238
6. 検討委員会・部会	239
7. 条例等	242
(1) 越谷市自治基本条例	242
(2) 越谷市民憲章	246
(3) 越谷市子ども憲章	246
(4) 越谷市福祉憲章	247
(5) 安全都市宣言	247
(6) スポーツ・レクリエーション都市宣言	248
(7) 文化都市宣言	248
(8) 越谷市平和都市宣言	249

## 補足資料

### 1. 各施策とSDGsとの対応表（該当箇所に●）

	1. 貧困 	2. 飢餓 	3. 保健・福祉 	4. 教育 
<b>1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり</b>				
1-1 市民参加と協働による市政を推進する			●	●
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する	●		●	●
1-3 持続可能な都市経営を推進する			●	
<b>2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり</b>				
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	●		●	●
2-2 市民の健康づくりを進め、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる	●		●	
2-3 みんなで子ども・若者の現在(いま)と未来を応援(サポート)し、輝くまちをつくる	●		●	●
2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる	●		●	●
2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる	●		●	●
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	●	●	●	●
<b>3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり</b>				
3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる		●		
3-2 地域を支える道路をつくる				
3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる				
3-4 安全で良好な水環境をつくる				
3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる				
<b>4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり</b>				
4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる		●	●	●
4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる	●		●	●
4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える			●	●
<b>5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり</b>				
5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る				●
5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする				
5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる	●	●	●	●
5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる				●
<b>6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり</b>				
6-1 生きる力を有む学校教育を推進する	●	●	●	●
6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する			●	●
6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる			●	●

5. ジェンダー 5 ジェンダー平等を 実現しよう	6. 水・衛生 6 安全な水とトイレを 世界中に	7. エネルギー 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8. 成長・雇用 8 働きがいのある 経済成長を	9. インフラ 9 産業と地域経済の 雇用のつくり出し	10. 不平等 10 人や国ごとの 格差をなくそう	11. 都市 11 住み続けられる まちづくりを	12. 生産・消費 12 つくばないで つかう資源	13. 気候変動 13 気候変動に 負けない対策を	14. 海洋資源 14 海の豊かさ を増やす	15. 陸上資源 15 陸の豊かさを 保つ	16. 平和 16 平和と公正な 社会を	17. 実施手段 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
						●					●	●
●					●	●					●	●
●			●	●		●	●				●	●
											●	●
								●				●
●	●	●	●		●	●			●	●		●
			●		●	●					●	
					●	●					●	●
			●	●		●				●		●
	●	●	●	●	●	●	●					●
	●		●			●		●	●			
					●	●						
			●	●		●						
			●	●	●	●	●					●
			●	●	●	●	●				●	●
						●		●				
			●	●		●						
			●	●		●						
		●	●	●		●	●	●		●		
			●		●							●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●					●	●					●	●
●					●	●					●	●

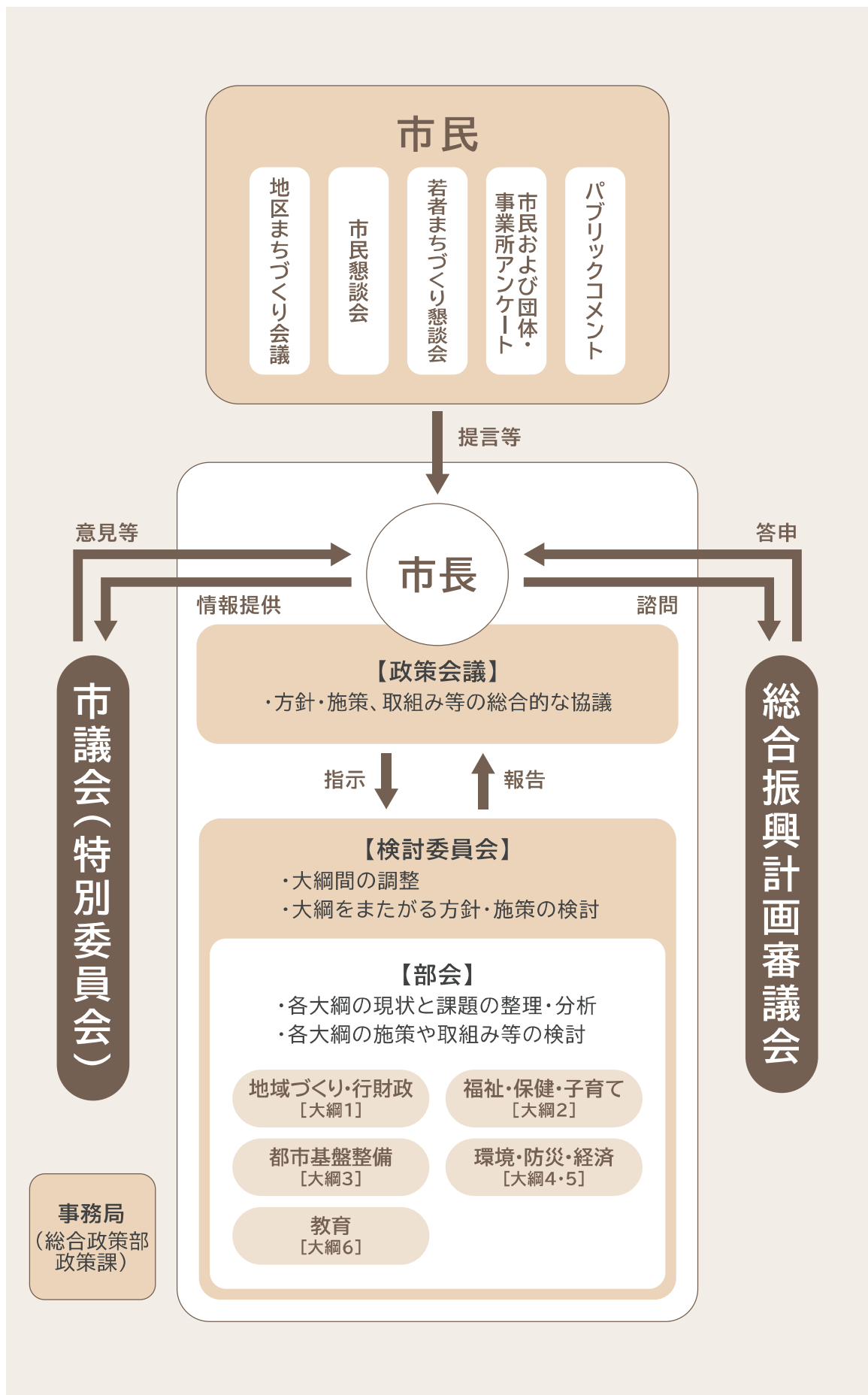
## 参考資料

### 1. 計画策定の経緯

日程	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和6年(2024年) 4月				政策会議 (4/23)
令和6年(2024年) 5月				第1回検討委員会 (5/8) 第1回検討委員会部会 (5/8)
令和6年(2024年) 6月		市民意向調査 (6/13~7/12) 地区まちづくり会議 (6~10月)		
令和6年(2024年) 7月		第1回若者まちづくり懇談会 [高校生・大学生](7/24) 団体・事業所アンケート調査 (7/25~8/23) 第1回市民懇談会 (7/28) 第2回若者まちづくり懇談会 [高校生・大学生](7/31)		
令和6年(2024年) 8月		第1回若者まちづくり懇談会 [中学生](8/3) 第2回若者まちづくり懇談会 [中学生](8/17) 第2回市民懇談会 (8/21)		
令和6年(2024年) 9月		第3回市民懇談会 (9/19)		
令和6年(2024年) 10月		第4回市民懇談会 (10/5)		
令和6年(2024年) 11月		地区まちづくり会議 代表者会議 (11/12)		第2回検討委員会部会 (11/5) 第2回検討委員会 (11/11) 政策会議 (11/15)
令和7年(2025年) 2月				第3回検討委員会部会 (2/19)
令和7年(2025年) 3月			第1回特別委員会 (3/18)	第4回検討委員会部会 (3/26)

日程	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和7年(2025年) 5月			第2回特別委員会 (5/12)	第3回検討委員会 (5/2) 政策会議 (5/29)
令和7年(2025年) 6月	委嘱状交付式 および 第1回会議(6/30)			
令和7年(2025年) 7月	都市基盤整備部会 第1回会議(7/7) 環境・防災・経済部会 第1回会議(7/7) 地域づくり・行財政部会 第1回会議(7/8) 福祉・保健・子育て部会 第1回会議(7/9) 教育部会 第1回会議 (7/11)		第3回特別委員会 (7/23~25)	
令和7年(2025年) 8月	都市基盤整備部会 第2回会議(8/1) 環境・防災・経済部会 第2回会議(8/4) 地域づくり・行財政部会 第2回会議(8/5) 福祉・保健・子育て部会 第2回会議(8/6) 教育部会 第2回会議 (8/7) 第4回会議(8/27)			
令和7年(2025年) 9月	第5回会議(9/29)			
令和7年(2025年) 10月	答申式(10/16)		第4回特別委員会 (10/31)	
令和7年(2025年) 11月				第4回検討委員会 (11/10) 第5回検討委員会部会 (11/10) 政策会議 (11/26)
令和7年(2025年) 12月		パブリックコメント (12/5~1/5)		
令和8年(2026年) 1月				第5回検討委員会 (1/14) 第6回検討委員会部会 (1/14) 政策会議 (1/26)
令和8年(2026年) 2月			第5回特別委員会 (2/6)	

## 2. 計画策定体制



### 3. 越谷市総合振興計画審議会

#### ① 条例等

##### ○越谷市総合振興計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

##### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

##### (設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行なわせるため、越谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 地区まちづくり会議の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

##### (任期及び失職)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

##### (役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定しなければならない。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越谷市建設促進審議会条例(昭和31年条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第30号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ○越谷市総合振興計画審議会部会規程

昭和44年5月13日

規則第11号

第1条 越谷市総合振興計画審議会条例（昭和44年条例第14号。以下「条例」という。）第7条により次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域づくり・行財政部会
- (2) 福祉・保健・子育て部会
- (3) 都市基盤整備部会
- (4) 環境・防災・経済部会
- (5) 教育部会

第2条 部会に属させる委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 部会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 越谷市建設審議会部会規程（昭和33年規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和57年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

② 審議状況

日程	内容	
令和7年(2025年) 6月30日	第1回	・越谷市総合振興計画審議会委員委嘱状交付式 ・「第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)」について、市長から越谷市総合振興計画審議会会長に諮問
令和7年(2025年) 7月7日	第2回 (都市基盤整備部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月7日	第2回 (環境・防災・経済部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月8日	第2回 (地域づくり・行財政部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月9日	第2回 (福祉・保健・子育て部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月11日	第2回 (教育部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 8月1日	第3回 (都市基盤整備部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月4日	第3回 (環境・防災・経済部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月5日	第3回 (地域づくり・行財政部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月6日	第3回 (福祉・保健・子育て部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月7日	第3回 (教育部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月27日	第4回	・部会審議結果報告について ・まち・ひと・しごと創生越谷市総合戦略について
令和7年(2025年) 9月29日	第5回	・第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)答申(案)について
令和7年(2025年) 10月16日	答申式	・後期基本計画(素案)について、越谷市総合振興計画審議会会長、副会長から市長に答申

## ③ 委員名簿

種別	氏名	所属部会	団体名
第1号委員(公共的団体等の代表者 17人) 50音順			
	新井 敏浩	★教育部会	越谷市文化連盟
○	飯島 孝子	福祉・保健・子育て部会	青少年育成越谷市民会議
	石井 秀夫	環境・防災・経済部会	埼玉県生態系保護協会 越谷支部
	永福 徹	福祉・保健・子育て部会	越谷市社会福祉協議会
	延寿寺 和行	環境・防災・経済部会	越谷地区労働組合協議会
	奥村 裕子	☆地域づくり・行財政部会	一般社団法人多文化共生コスモ越谷
	黒田 登	教育部会	越谷市レクリエーション協会
	小泉 智子	教育部会	越谷市PTA連合会
	小林 勝	地域づくり・行財政部会	越谷市国際交流協会
	近澤 恵美子	★福祉・保健・子育て部会	NPO法人子育てサポーター・チャオ
	中島 美三郎	★環境・防災・経済部会	越谷商工会議所
	中村 昌弘	福祉・保健・子育て部会	越谷市医師会
	中村 将義	環境・防災・経済部会	越谷市観光協会
	根岸 千怜	福祉・保健・子育て部会	親子の学びサークル ひみつきち
	松崎 一男	☆環境・防災・経済部会	越谷市消防団
	宮川 稔一	環境・防災・経済部会	越谷市農業協同組合
	森 春男	教育部会	越谷市スポーツ協会
第2号委員(地区まちづくり会議の代表者 13人) 地区順			
	小倉 繁	教育部会	桜井地区
	宮崎 幸次	都市基盤整備部会	新方地区
	山口 健吉	都市基盤整備部会	増林地区
	川島 衛	★都市基盤整備部会	大袋地区
	関根 久治	都市基盤整備部会	荻島地区
	松苗 眞吉	環境・防災・経済部会	出羽地区
	浅見 昭一	★地域づくり・行財政部会	蒲生地区
	久保田 和夫	地域づくり・行財政部会	川柳地区
◎	深井 晃	教育部会	大相模地区
	幸田 勉	福祉・保健・子育て部会	大沢地区
	中村 孝	都市基盤整備部会	北越谷地区
	筒野 貞夫	地域づくり・行財政部会	越ヶ谷地区
	白井 俊市	環境・防災・経済部会	南越谷地区
第3号委員(公募による委員 7人) 50音順			
	狩野 保弘	福祉・保健・子育て部会	
	田村 久平	地域づくり・行財政部会	
	戸張 隆	都市基盤整備部会	
	福島 茂樹	都市基盤整備部会	
	宮川 進	教育部会	
	向笠 肇	地域づくり・行財政部会	
	山島 利恵子	地域づくり・行財政部会	
第4号委員(知識経験者 3人) 50音順			
	石井 勉	☆教育部会	文教大学教育学部 教授
	田口 孝行	☆福祉・保健・子育て部会	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授
	長野 博一	☆都市基盤整備部会	高崎経済大学地域政策学部 准教授

◎会長 ○副会長 ★部会長 ☆副部会長

④ 諮問答申

越 政 第 5 7 号  
令和7年(2025年)6月30日

越谷市総合振興計画審議会  
会長 深井 晃 様

越谷市長 福 田 晃

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について(諮問)

このことについて、越谷市総合振興計画審議会条例第2条の規定により、  
貴審議会の意見を求めます。

令和7年(2025年)10月16日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市総合振興計画審議会  
会長 深井 晃

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和7年6月30日付け、越政第57号をもって諮問のありました事項のうち、  
第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について、別紙のとおり答申しま  
す。

## 答 申

本審議会において、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、基本構想で示された本市の将来像を実現するための各分野における施策、まち・ひと・しごと創生法に基づく越谷市総合戦略など、今後5年間のまちづくりの計画としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申といたします。

また、本審議会でも出された各委員の意見につきましては、今後、後期基本計画の策定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

## 記

## 分野別計画

## 大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

- 1 市民と協働のまちづくりに関して、若者や外国籍市民などを含めた、さまざまな市民がまちづくりに参画できる環境整備に努め、持続可能な協働の仕組みづくりを目指すこと。

また、自治会や市民団体の活性化に関して、多くの市民の加入・参画を促進するため、自治会や市民団体と市が両輪となって行う協働のまちづくりへのさらなる支援および活動を支える人材育成に取り組むこと。

- 2 男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会進出の推進に積極的に取り組むこと。

また、外国人市民家庭への支援や相互理解の機会を充実させ、多文化共生の推進に取り組むこと。

- 3 持続可能な都市経営に関して、申請手続き等のデジタル化やデジタル化による各種業務の効率化を推進し、人口減少が進んでいくなかでも効率的な行政運営を行うとともに、すべての市民の利便性向上に取り組むこと。

## 大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

- 1 地域共生社会の実現に関して、障がいのある人もない人も、すべての市民が自由に集える「地域の居場所」の検討を行うとともに、民生委員・児童委員等の活動日数の向上だけでなく、活動内容の充実と成果につながる支援に取り組むこと。
- 2 地域の医療体制に関して、市立病院の担う役割は重要であることから、早期に経営改善に努めること。
- 3 こども・若者に関わるすべての人がこども・若者の権利について学ぶ機会を十分に確保するとともに、子育てサロンは、地域間のバランスを考慮しながら推進し、児童館は「こどもの居場所」として柔軟な運営を図ること。
- 4 生活困窮者への支援に関して、子どもの学習・生活支援事業の実施においては、保護者への案内や働きかけだけでなく、こども自身の参加意欲の醸成に努めること。
- 5 医療保険制度の維持に関して、健(検)診やフレイル予防等を通して、医療費の適正化に取り組むこと。

## 大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

- 1 越谷市に住む人が、越谷に愛着をもち、定住意向が高まるよう、需要と利便性を満たした市街地の形成および公共交通ネットワークの構築に努めるとともに、水と緑と市街地が調和した市の魅力のPRに取り組むこと。
- 2 道路の整備に関しては、交通事故防止、防災、環境・景観への配慮の観点から、必要な改修、改良を行い、交通事情に即した安全安心な道路環境の形成に努めること。

3 緑地については、公園・緑道など、市民の憩いの場である新たな緑地の創出に取り組むとともに、屋敷林等の残されている緑地の保全を図ること。また、緑地を保全、創出、有効活用するための先進的な手法について調査研究を行うこと。

4 近年、激甚化している水害において、内水氾濫が多く発生している地域があることを課題として認識すること。また、水害対策が進み、公共下水道等のインフラ施設が計画的に管理された「安心して住めるまち」をめざすこと。

さらには、水害対策と同時に、平時においては、水と緑に恵まれた越谷の河川・水辺の利活用によるにぎわいづくりや、新たな水辺空間の創出に努めるとともに、効果的な貯留施設の整備による水害対策の強化に取り組むこと。

5 高齢化や人口減少等の社会問題に対処するため、空き家対策や住宅セーフティネットの整備に取り組み、持続的で良好な居住環境づくりを推進すること。

#### 大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

1 自主防災組織のカバー率について、カバーしていることと、実際に機能するかは別であるため、高齢化の進展などを考慮し実効性のある組織となるよう働きかけること。

2 市民による心肺蘇生法実施率について、救命率を上げるため、AEDマップの配布などの周知に努めること。また、なるべく多くの方が救命講習等を受けられるよう体制を整備すること。

3 希少植物種の保護実施箇所数を増やす取組みを進めるとともに、多様な種の生息環境の保全を目指して市民団体や関係機関と連携を図りながら各種施策を推進していくこと。

#### 大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

- 1 水辺の活用を検討する際は、生態系の観点も考慮すること。
- 2 農業の多面的役割について、保水・遊水機能による水害の防止や大気の浄化などに関する取組みや、地域で農地を守っていく取組みに努めること。

#### 大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

- 1 「多様性の尊重」の重要性が高まっている。そのひとつとして、日本語を母語としない児童生徒に関して、文化的な相互理解や多様性を尊重し、日本語の指導および支援体制を充実させること。
- 2 芸術文化および伝統文化に関する事務を地域づくりの推進につながる施策と連携し取り組むこと。  
若者の芸術文化活動を積極的に支援するとともに、地域の伝統文化の育成や継承を図ること。
- 3 スポーツ・レクリエーション施設に関して、市民が安心・安全に利用できるように、空調設備の早期整備など環境整備を進めるとともに、計画的な老朽化対策に取り組むこと。

#### まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略

- 1 就業を希望する方が必要な支援を円滑に受けられるよう、就職相談窓口等の周知に努めること。
- 2 子育て施策においては、親の視点に加え、こどもの視点も十分に踏まえた取り組みを行うこと。
- 3 若者等の意見を取り入れながら、越谷市の特徴と強みを活かした観光の活性化に取り組むこと。

#### 共通事項

- 1 指標の設定に当たっては、実績とする対象事業を精査したうえで目標値を検討し、その内容が分かりやすく、明確であるよう配慮すること。
- 2 指標の進捗を確認するためのアンケートを実施する際は、質問の仕方によって結果が左右されることが懸念されるため、市が5年後にめざしている姿との整合性を検証すること。

以 上

## 4. 市民参加の取組み

### (1) 地区まちづくり会議

#### ① 開催状況(令和6年)

##### 【会議開催回数】

全地区合計 39回

##### 【各地区の構成人数】

地区名	委員数	地区名	委員数
桜井地区	21人	川柳地区	25人
新方地区	23人	大相模地区	20人
増林地区	25人	大沢地区	28人
大袋地区	25人	北越谷地区	22人
荻島地区	32人	越ヶ谷地区	22人
出羽地区	33人	南越谷地区	33人
蒲生地区	21人		
合 計			330人

##### 【代表者会議】

令和6年11月12日、各地区まちづくり会議代表者から市長に地区まちづくり会議提言書を提出いただきました。



会議の様子



福田市長(前列中央)と各地区まちづくり会議代表者

#### ② 会議内容

(6～10月)

- ・令和元年度地区まちづくり会議提言書の進捗状況の報告
- ・地区の現況等を踏まえ提言内容を検討

(10月)

- ・地区まちづくり会議提言書作成

③委員名簿(地区まちづくり会議提言書提出時点) ※ 委員名は事前に同意いただいた方のみ掲載しています。

桜井地区

◎小倉 繁	○川村 耕治	齋藤 清造	矢嶋 克裕
大塚 千春	與島 秀和	安濃 和也	斎藤 昭博
高崎 勉	得上 成子	山口 勉	大野 實
斉藤 光明	毒島 美重子	加藤 慶隆	郡司 勝公
福島 茂樹	小嶋 喜久夫	小早川 隆夫	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

新方地区

◎臼倉 誉治	○遠藤 敏子	○平田 智彦	濱野 才一
小山 巖	岩坂 守	齋藤 慶治	後藤 桂子
平野 英世	秋葉 功	田波 佳澄	中嶋 喜久松
中山 和子	五味田 真紀子	松島 勲	遠藤 隆行
飯田 亜理紗	手島 友美	高野 駿	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

増林地区

◎山口 健吉	○塗木 毅	長谷川 和子	折原 静男
久米 浩一	三上 桂子	戸張 勇	鈴木 康行
須賀 秀次	関根 武司	小松崎 寛	須賀 一暢
堀口 晴行	星川 孝二	片桐 駿介	齊藤 峰雄
三輪 正子	渋谷 勇	三ッ木 宗一	後藤 弘明
澁口 亜美	横井 雄一郎	神代 太一	岩間 千明
高村 さをり			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

大袋地区

◎川島 衛	○新坂 喜助	○秋山 信子	杉山 誠
宇田川 理順	八木 三雄	坂井 良夫	鈴木 豊
杉本 高男	名取 一直	中島 慎一	小曾川 茂
川島 利昭	北山 隆司	村山 里美	永島 正明
立原 孝之	内 裕和	前田 健作	石崎 淳
小林 義憲	式場 翼男	平柳 幸愛	岡田 直翔
藤田 文夫			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

## 荻島地区

◎関	根	久	治	○会	田	雄	一	木	村	勇	齐	藤	光	男
猪	狩	公	徳	小	林	弘	明	石	井	彰	野	口	豪	教
石	野	剛	史	会	田	孝	顕	豊	田	久	大	熊	正	行
増	元		晃	鈴	木	清	司	森	田	春	新	井	正	明
吉	岡	幹	夫	三	ツ	輝	雄	高	橋	幸	葛	貫	英	雄
田	村	春	雄	富	木	昌	美	松	沢	浩	島	村	敏	仁
市	川	政	明	石	岡	純	子	手	塚	麻	松	澤	い	さ
田	村	栄	幸	宮	園	た	み	小	川	浩				

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## 出羽地区

◎松	苗	眞	吉	○堀	井	捷	一	○河	上	繁	島	村	久	孝
原	口	哲	男	岩	間	一	男	橋	本	直	河	上	経	男
山	橋	隆	志	平	澤	良	夫	石	川	詔	大	野	良	夫
高	澤		隆	田	中	忠	雄	齋	藤	利	倉	持	清	治
松	島	章	廣	伊	藤	敏	夫	斎	村	淳	東	谷	博	美
大	木	英	嗣	磯	貝	昌	弘	島	根	浩	金	子	真	之
鈴	原	洋	等	菅	野	信	一	山	野	稔	日	色	繁	完
藤	原		一	大		志	津	大		直	金	子	繁	雄
野	口		子							保	金			

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## 蒲生地区

◎浅	見	昭	一	○井	上	光	男	○坂	崎	洋	祐	森	田	輝	夫
濱	野		進	滑	川	理	喬	松	原	勝	男	金	子	隆	雄
船	底	直	敬	河	野	雅	恵	植	竹	進	進	彦	工	健	治
佐	々	京	子	内	田	欽	己	高	橋	伸	夫	横	幕	敏	恵
横	山	卓	史	金	子		司	高	木	規	久				

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

川柳地区

◎久保田 和 夫	○林 田 俊 介	○中 村 明	○藤 村 久 惠
深 井 康 雄	深 井 嘉 彦	馬 場 れい子	藤 波 祐 子
深 井 茂 昇	三 浦 由 幸	大 熊 惠 子	小 川 祥 宏
藤 波 昇 三	向 笠 肇 光	高 木 廣 安	鉢 窪 政 樹
中 村 良 正	酒 井 貞 一	後 藤 一 平	鈴 木 信 一
森 正 明	藤 浪 一 男	飯 高	

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

大相模地区

◎深 井 晃	○戸 巻 正	○秋 山 良 雄	池ノ谷 秀 夫
大 塚 弘	櫻 井 和 之	石 垣 利 一	中 村 啓 二 朗
浅 見 栄 子	木 村 範 子	池ノ谷 治 美	濱 野 孝 明
星 野 美 穂	立 澤 茂 光	宇 田 仁 央	石 塚 治 郎
村 上 正 樹	中 村 守	平 山 幸 太 郎	石 原 一 彦

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

大沢地区

◎深 野 弘	○松 澤 英 樹	○青 柳 公 枝	○幸 田 勉
堀 切 勝 仁	鈴 木 雅 夫	戸 張 直 典	須 賀 利 治
石 原 一 男	弘 中 政 孝	栗 田 晴 巳	上 野 優 治
石 橋 輝 弘	赤 津 吉 信	澤 田 篤 子	秋 田 稔 男
高 山 正 男	大 家 けい子	柿 澤 教 雄	滝 口 幹 男
鈴 木 英 夫	江 原 望	黒 田 幸 英	天 野 明
染 谷 登 士 子	倉 田 啓 子	田 中 優 加 利	逸 見 彩 香

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## 北越谷地区

◎小板橋 啓 彰	○中 村 豊	○島 津 美弥子	中 村 孝
浅 見 勝 久	小 山 朝 和	福 島 修	中 村 英 毅
桑 原 良 一	中 村 慶太郎	小 板 橋 春 枝	濱 野 幸 江
亀 田 亜紗美	加 藤 大 造	駒 崎 美佐子	内 藤 時 枝
中 村 常 治	馬 場 和 彦	森 春 男	武 富 安 行

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## 越ヶ谷地区

◎筒 野 貞 夫	○内 田 泰 代	○立 石 悟	○杉 山 順 子
印 銀 芳 弘	渡 辺 昇	鈴 木 進	金 谷 邦 弘
坂 卷 邦 夫	榎 本 文 夫	原 美 光	楠 美 り子
会 田 容 子	三 瓶 茂	田 中 由香里	西 村 明 代
橋 本 憲 男	後 藤 孝 江	山 添 由 加	井 橋 潤
大 野 聡 史	田部井 亜津子		

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## 南越谷地区

◎白 井 俊 市	○岩 男 義 明	○飯 島 孝 子	○田 口 勲
佐 藤 哲 三	及 川 正 己	竹 内 輝 明	井 上 幸 一
高 橋 一 夫	大 貫 銀次郎	八木沢 登	佐 藤 吉 紀
中 村 達 興	鈴 木 知 子	小 野 靖 浩	喜 友 名 孝 子
清 水 照 久	青 木 正 則	清 水 俊 也	乙 訓 ますみ
山 島 利 恵子	早 水 誠 治	林 隆	田 辺 裕 子
毛 利 勉	大 澤 一 男	高 師 保 一	磯 進
滑 川 千 恵子	吉 井 仁 実	櫻 井 あけみ	加 藤 修
前 川 佳 也			

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

## (2)市民懇談会

### ①参加者

市民(市内において、住み、働き、学び、または活動する個人)

### ②開催状況

市民懇談会は、ワークショップ形式により、以下の内容で全4回開催しました。

回数	日程	内容	参加者数
第1回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・基調講演「市民参加のデザインによる共創型まちづくり」 (講師 高崎経済大学地域政策学部准教授 長野 博一 氏)</li><li>・多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり (市民、人権、行財政運営など)</li><li>・みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり (保健、医療、子育て、福祉など)</li></ul>	25人
第2回	8月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり (都市計画、都市施設、住宅など)</li><li>・持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり (環境、危機管理、消防など)</li></ul>	30人
第3回	9月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり (産業・雇用、観光など)</li><li>・みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できる まちづくり (教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど)</li></ul>	28人
第4回	10月5日	<ul style="list-style-type: none"><li>・越谷市のめざす姿を考えよう</li></ul>	20人

### (3)市民参加型オンラインプラットフォーム「越谷市Liqlid」

#### ①目的

越谷市の施策等について、時間や場所にとらわれず、オンライン上で意見交換できる場を設けました。

#### ②実施内容

市民懇談会と同じテーマ(各大綱)について、市民懇談会で終了したテーマから順次、トークスペースを開設し、意見投稿を受け付けました。

○実施期間：令和6年(2024年)8月6日～令和7年(2025年)1月31日

○利用対象：越谷市に在住・在勤・在学または市内で活動する方

○登録方法：メールアドレスまたはLINEでアカウント登録

#### 【各テーマのトークスペース開設日】

開設日	テーマ
8月6日	第1回市民懇談会(7/28)で扱ったテーマ 大綱1 多様な人が交流し参加と協働により発展するまちづくり 大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
8月30日	第2回市民懇談会(8/21)で扱ったテーマ 大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり 大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
10月1日	第3回市民懇談会(9/19)で扱ったテーマ 大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり 大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

#### ③登録・投稿の状況

令和6年8月6日の運用開始から令和7年1月31日までの間に、133人がアカウント登録し、112件の意見が投稿されました。

#### ●テーマに対する投稿件数

テーマ	投稿件数
大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	26
大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり	32
大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	12
大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	14
大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり	19
大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり	9
合計	112

#### (4)若者まちづくり懇談会

##### ①参加者

<高校生・大学生の部>

市内に在住・在勤または在学する16歳から24歳(高校生、大学生相当年齢)

<中学生の部>

市内に在住または在学の中学生

##### ②開催状況

若者まちづくり懇談会は、ワークショップ形式により、以下の内容で全4回開催しました。

<高校生・大学生の部>

回数	日程	内容	参加者数
第1回	7月24日	「未来への提案！10年後の越谷」 <小テーマ> 1. 人との繋がり ～家族や地域コミュニティでの繋がりを深めていくためには～	29人
第2回	7月31日	2. 越谷の魅力 ～自分たちが誇りに思えるまちの魅力を創出するためには～ 3. 安心なまち ～安心して暮らせるサステナブルなまちを創るためには～	28人

<中学生の部>

回数	日程	内容	参加者数
第1回	8月3日	「楽しく学び続けられるまち」 ※第4期越谷市教育振興基本計画策定に向けた中学生 ワークショップと合同開催	20人
第2回	8月17日	「未来への提案！10年後の越谷」 <小テーマ> 1. 人との繋がり ～家族や地域コミュニティでの繋がりを深めていくためには～ 2. 越谷の魅力 ～自分たちが誇りに思えるまちの魅力を創出するためには～ 3. 安心なまち ～安心して暮らせるサステナブルなまちを創るためには～	31人

## (5) 市民意向調査

### ① 調査手法

- (1) 調査地域: 越谷市全域
- (2) 調査対象: 高校1年生(令和6年度)相当年齢以上\*の市民  
\*生年月日が2009年(平成21年)4月1日以前
- (3) 対象者数: 5,000人
- (4) 抽出方法: 住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法: 郵送法(郵送配布・郵送回収)またはインターネット法(郵送配布・Web回収)
- (6) 調査期間: 令和6年(2024年)6月13日～令和6年(2024年)7月12日

### ② 回収状況

- (1) 配布数: 5,000枚
- (2) 有効回収数: 2,137枚(回収率42.74%)  
うち 郵送回収 1,393枚(回収率27.86%)  
Web回収 744枚(回収率14.88%)

### ③ 調査項目

- (1) 基本属性(問1～問7)
- (2) 越谷市のまちづくりについて(問8～問20)

### ④ 調査結果の概要

項目	結果概要
第5次総合振興計画に掲げる6つの目標の進捗度	・「目標2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり」、「目標3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり」、「目標6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり」の進捗度が高い。
施策についての満足度・優先度	・「目標1 ①市民参加と協働による市政を推進する」、「目標4 ③生命・身体・財産を守る消防体制を整える」、「目標2 ②予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる」、「目標6 ③生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる」の満足度が高い。 ・「目標5 ④だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる」、「目標3 ②地域を支える道路・公共交通をつくる」、「目標2 ⑥市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る」の満足度が低い。

## (6) 団体・事業所アンケート調査

### ① 調査手法

	団体アンケート	事業所アンケート
(1) 調査対象	市内で活動する各種団体	市内事業所
(2) 対象団体数	188団体	200事業所
(3) 抽出方法	下記ア～エに該当する団体を抽出 ア 越谷市制施行60周年記念事業推進市民委員会委員選出母体団体 イ 市内で活動するNPO団体 ウ 市の活動に関する協定を締結している団体 エ 「審議会等の設置及び運用に関する要綱」の対象となっている審議会等の委員選出団体	無作為抽出
(4) 調査方法	郵送法(郵送配布・郵送回収)またはインターネット法(郵送配布・Web回収)	
(5) 調査期間	令和6年(2024年)7月25日～令和6年(2024年)8月23日	

### ② 回収状況

	団体アンケート		事業所アンケート	
	票数	回収率	票数	回収率
配布数	188	—	200	—
有効回収数	107	56.91%	70	35.00%
郵便回収	52	27.66%	34	17.00%
Web回収	55	29.26%	36	18.00%

### ③ 調査項目

団体アンケート	事業所アンケート
(1) 団体の運営状況(問1～問5)	(1) 事業所の運営状況(問1～問5)
(2) 団体の活動について(問6～問8)	(2) 事業活動について(問6～問9)

### ④ 調査結果の概要

項目	結果概要
団体アンケート	・団体活動の課題として、「若者の参加が少なく、活動メンバーが高齢化している」、「活動メンバーが少ない、新しいメンバーの参加が少ない」、「活動するための資金が少ない」等が挙げられた。
事業所アンケート	・事業継続の意向が高い事業所が多く、公共交通の充実や道路・交通網の整備に関する評価が高い。

## (7)パブリックコメント

## 【基本計画】

## ①実施概要

(1)意見募集期間	令和7年(2025年)12月5日～令和8年(2026年)1月5日
(2)周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがやお知らせ版12月号への記事掲載、情報公開センター、越谷cityメール、X(旧Twitter)、LINEにおける意見募集案件の周知
(3)意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送(当日消印有効)、ファクス、電子メール、電子申請
(4)意見箱設置場所	全17か所 (市役所政策課窓口、行政資料コーナー、市役所総合受付、各地区センター(13か所)、市民活動支援センター)
(5)意見数	意見提出者:14人 意見数:35件 (意見箱5人、郵送0人、ファクス1人、電子メール0人、電子申請8人)

## ②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること	6	1	1	2	2
「第1章 計画の概要」 「第2章 越谷市の今後の見通し」 に関すること	0	0	0	0	0
「第3章 分野別計画」 に関すること	29	1	1	27	0
「第4章 まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」に関すること	0	0	0	0	0
合計	35	2	2	29	2

## &lt;市の考え方の区分&gt;

- A:基本計画(素案)に反映します
- B:基本計画(素案)には反映しません
- C:今後の取組み・事業の参考とします
- D:その他

## 5. 市議会

### ① 調査・審議状況

日程	内容	
令和7年(2025年) 3月18日	第1回 特別委員会	・正副委員長の選挙 ・今後の調査について
令和7年(2025年) 5月12日	第2回 特別委員会	・第5次総合振興計画前期基本計画の進捗状況について ・第5次総合振興計画後期基本計画の策定経過および今後のスケジュール等について
令和7年(2025年) 7月23～25日	第3回 特別委員会	・第5次総合振興計画後期基本計画素案について
令和7年(2025年) 10月31日	第4回 特別委員会	・越谷市総合振興計画審議会の意見・答申について
令和8年(2026年) 2月6日	第5回 特別委員会	・パブリックコメントの内容とその対応等について

## 6. 検討委員会・部会

### ① 設置要綱

#### ○第5次越谷市総合振興計画後期基本計画検討委員会設置要綱

(令和6年4月19日市長決裁)

(改正 令和7年5月29日市長決裁)

(設置)

第1条 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、各大綱における施策及び取組等を検討し、大綱をまたがる方針等を調整する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策課長をもって充てる。

3 副委員長は委員のうちから互選により定める。

4 委員は、第7条第3項に規定する部会長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、後期基本計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、検討委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する施策及び取組等を検討するにあたり、現状と課題を整理・分析するため、検討委員会に次の部会を設置する。

(1) 地域づくり・行財政部会

(2) 福祉・保健・子育て部会

(3) 都市基盤整備部会

(4) 環境・防災・経済部会

(5) 教育部会

2 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから互選により定める。

(準用)

第8条 第4条から第6条までの規定は、前条の部会について準用する。

(プロジェクトチーム)

第9条 検討委員会にプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは、関係各部から選出された職員で構成する。  
(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。  
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表（第7条関係）

部 会 名	職 名		
地域づくり・行財政 部会	秘書課長	公共施設マネジメント推進課長	市民活動支援課長
	行政デジタル推進課長	市民税課長	くらし安心課長
	広報メディア・ポーション課長	資産税課長	市民課長
	人権・男女共同参画推進課長	収納課長	経済振興課長
	政策課長	総務課長	生涯学習課長
	財政課長	人事課長	指導課長
	行政管理課長	庁舎管理課長	
福祉・保健・子育て 部会	福祉総務課長	子ども福祉課長	国保年金課長
	生活福祉課長	保育入所課長	保健総務課長
	障害福祉課長	保育施設課長	感染症保健対策課長
	地域共生推進課長	青少年課長	生活衛生課長
	地域包括ケア課長	こども家庭センター長	衛生検査課長
	介護保険課長	地域医療課長	市立病院事務部庶務課長
	子ども施策推進課長	健康づくり推進課長	市立病院事務部経営企画課長
都市基盤整備 部会	南越谷にぎわい推進室長	下水道事業課長	公園緑地課長
	道路総務課長	営繕課長	開発指導課長
	道路建設課長	維持管理課長	建築住宅課長
	河川課長	都市計画課長	資源循環推進課長
	下水道経営課長	市街地整備課長	
環境・防災・経済 部会	危機管理室長	廃棄物指導課長	予防課長
	広報メディア・ポーション課長	経済振興課長	警防課長
	くらし安心課長	農業振興課長	救急課長
	環境政策課長	都市計画課長	指令課長
	資源循環推進課長	消防総務課長	スポーツ振興課長
教育部会	教育総務課長	学校管理課長	教育センター所長
	生涯学習課長	学務課長	
	スポーツ振興課長	指導課長	
	図書館長	給食課長	

## 7. 条例等

### (1)越谷市自治基本条例(平成21年6月19日制定)

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年(1958年)に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中であって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

##### (最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈・運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

##### (主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
- (2) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) まちづくり 市民生活における市民および市が関わるすべての公共分野での活動をいいます。

#### 第2章 自治の基本理念と基本原則

##### (自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

##### (参加の原則)

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

##### (協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

##### (情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

#### 第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

2 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーションおよび芸術活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

#### 第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加することができます。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

3 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

4 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

#### 第5章 議会・市長等

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益保全のための通報)

第17条 市職員は、市政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

2 市職員は、通報したことにより不利益な取扱いを受けることはありません。

(市政運営の原則)

第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。

5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。

6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。

2 市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第20条 市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部による評価を実施します。

2 市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。

(組織)

第21条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

第22条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

## 第6章 参加と協働

### (市民の市政への参加)

第23条 市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

### (審議会等への参加)

第24条 市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。

2 市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。

### (地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。

### (意見公募手続)

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

### (住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。

4 市は、住民投票の結果を尊重します。

## 第7章 条例の実効性の確保

### (推進会議)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

### (条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の内容について検証し、必要に応じて見直します。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行します。ただし、第27条の規定は同年12月1日から、第28条の規定は同条の規定により設置する推進会議に関する条例の施行の日から、次項および第3項の規定は公布の日から施行します。

#### (越谷市自治基本条例審議会設置条例の廃止)

2 越谷市自治基本条例審議会設置条例(平成19年条例第25号)は、廃止する。

#### (越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表自治基本条例審議会の項を削る。

#### 附 則(平成21年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (2)越谷市民憲章(昭和53年11月3日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限らない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

## (3)越谷市子ども憲章(平成10年11月3日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

**自立** わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

**責任** わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

**健康** わたしたちは、生命(いのち)を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

**感謝** わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

**環境** わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

## (4)越谷市福祉憲章(平成11年9月15日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

**自立** わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

**責任** わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

**健康** わたしたちは、生命(いのち)を大切に、明るく、たくましく生きていきます。

**感謝** わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

**環境** わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。

## (5)安全都市宣言(昭和37年3月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

## (6)スポーツ・レクリエーション都市宣言(昭和49年9月26日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

## (7)文化都市宣言(昭和58年11月3日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。  
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた  
わたしたちの郷土は、先人達が遺(のこ)してくれた  
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、  
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、  
さらに、人間愛に満ちた  
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創(つく)って  
次の世代に引き継いでいこう。  
みんなで心と力を合わせて、  
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、  
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、  
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

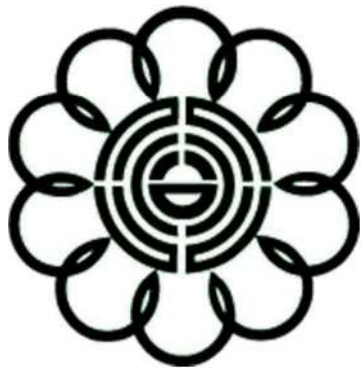
## (8)越谷市平和都市宣言(平成20年11月3日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。



市章

市章の10個の外輪は、合併した2町8カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



シンボルマーク

シンボルマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募のなかから市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。(市制40周年を記念し、平成10年11月3日選定)



市の木「ケヤキ」

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展していく越谷市にふさわしい木です。  
(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



市の花「キク」

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募したなかで花としてのイメージが最も高く、市の花に選ばれました。  
(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



市の鳥「シラコバト」

灰褐色の体に首の黒い線が特徴です。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。  
(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)

## 表紙・中表紙デザイン

### 花房 茂(ハナブサデザイン 代表兼デザイナー)

Hanabusa Shigeru

2011年設立。「伝統×アート」をコンセプトに地域資源の再生プロデュースを手掛け様々な伝統工芸とのコラボレーションにより地元越谷の地域活性化に取り組む。藍染技術「籠染め」の型を活かした『籠染灯籠』のプロデュースや、だるまアート『はりこ』、越谷の風景を切り絵風にデザインした「越谷シルエット」などを制作。籠染灯籠は経済産業省の「The Wonder 500TM」に選定され2016年にオバマ元米国大統領に贈呈。2024年関東商工会議所連合会より【ベスト・アクション表彰】を受賞。

## 本編デザイン

### DRESSERS 合同会社

2018年設立。ブランディング、広告、プロダクトデザインを中心に、地元企業や地域の価値を高めるクリエイティブを提供。コンセプト設計からビジュアル表現まで一貫したブランディングデザインを強みとし、越谷市を拠点に自治体や企業の広報物、商品開発など幅広いプロジェクトを手掛ける。

- 石川 ヒサシ(代表兼クリエイティブディレクター / コピーライター)  
Ishikawa Hisashi
- 石川 マリカ(アートディレクター / デザイナー / プロダクトプランナー)  
Ishikawa Marika

## 策定コンサルタント

株式会社 NTT 東日本-関信越 埼玉南支店

# 第5次越谷市総合振興計画

(基本構想・後期基本計画)

令和8年(2026年)4月発行

発行 越谷市

編集 越谷市 総合政策部 政策課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL:048-963-9112

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

# 水遊都市 KOSHIGAYA

5本の一級河川が流れ、水によってかたちづくられた自然を基盤に美しいまちなみが広がる。

ここ越谷市は、豊かな水辺が自慢の都市です。

色とりどりの花が咲き、季節ごとに様々な鳥たちが集まる。

そんな水辺では、多くの市民が、つながり、今日も新しいワクワクが生まれていく。

水郷としての歴史・文化をもつ越谷市は、今、

水辺で遊ぶように暮らす都市として楽しい変化の真っ只中です。





越谷市  
KOSHIGAYA CITY

